厚生労働省
北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成２８年６月２８日

担当
厚生労働省
北海道労働局 雇用環境・均等部
指導課
電話 （０１１）７０９－２３１１
（内線３５７７）

北海道労働局における
『平成２７年度個別労働紛争解決制度施行状況』
～労働相談件数は高止まり、パワハラ相談の増加が続く～

平成 27 年度の概要

１	総合労働相談件数	36,254 件（前年度比 0.3%増）
２	個別労働紛争相談件数	8,187 件（ 同 11.7%増）
３	助言・指導申出受付件数	202 件（ 同 6.0%減）
４	あっせん申請受理件数	230 件（ 同 20.4%増）

- 道内 18 か所に設置している総合労働相談コーナーをはじめとする北海道労働局全体に寄せられた相談件数は、前年度と比べて 105 件増加した。
  その内、民事上の紛争である個別労働紛争に係る相談は、前年度と比べて 860 件増加し、相談の総件数に占める割合は 22.6%となっている。
- 個別労働紛争に係る相談の内訳は『いじめ・嫌がらせ』に関するものが 27.3%と最も多く、次いで『自己都合退職』が 12.3%、『解雇』が 11.9%となっている。『いじめ・嫌がらせ』に分類される『職場のパワーハラスメント』に関する相談が増加傾向にあり、自己都合退職が解雇を上回った。
- 助言・指導申出受付件数は前年度と比べて 13 件減少し、あっせん申請受理件数は前年度と比べて 39 件の増加となった。

※ 「個別労働紛争」とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争で、労働基準法違反等、法令に基づく行政指導等により解決を図るべき事案を除いた、いわゆる民事上の個別労働紛争のことをいう。

1　総合労働相談件数の推移と内容

（1）　総合労働相談コーナーをはじめとする北海道労働局全体に寄せられた総合労働相談件数は、平成 18 年度以降年間３万６千件前後と高止まりで推移しており、平成 27 年度もほぼ同水準となった。

このうち、労働関係法令上の法令違反を伴わない、『いじめ・嫌がらせ』、『解雇』、『労働条件の引き下げ』等の、いわゆる民事上の個別労働紛争に係る相談は 8,187 件（相談全体の 22.6%）で、前年度（7,327 件、同 20.3%）に比べ、件数及び相談全体に占める割合ともに増加した。

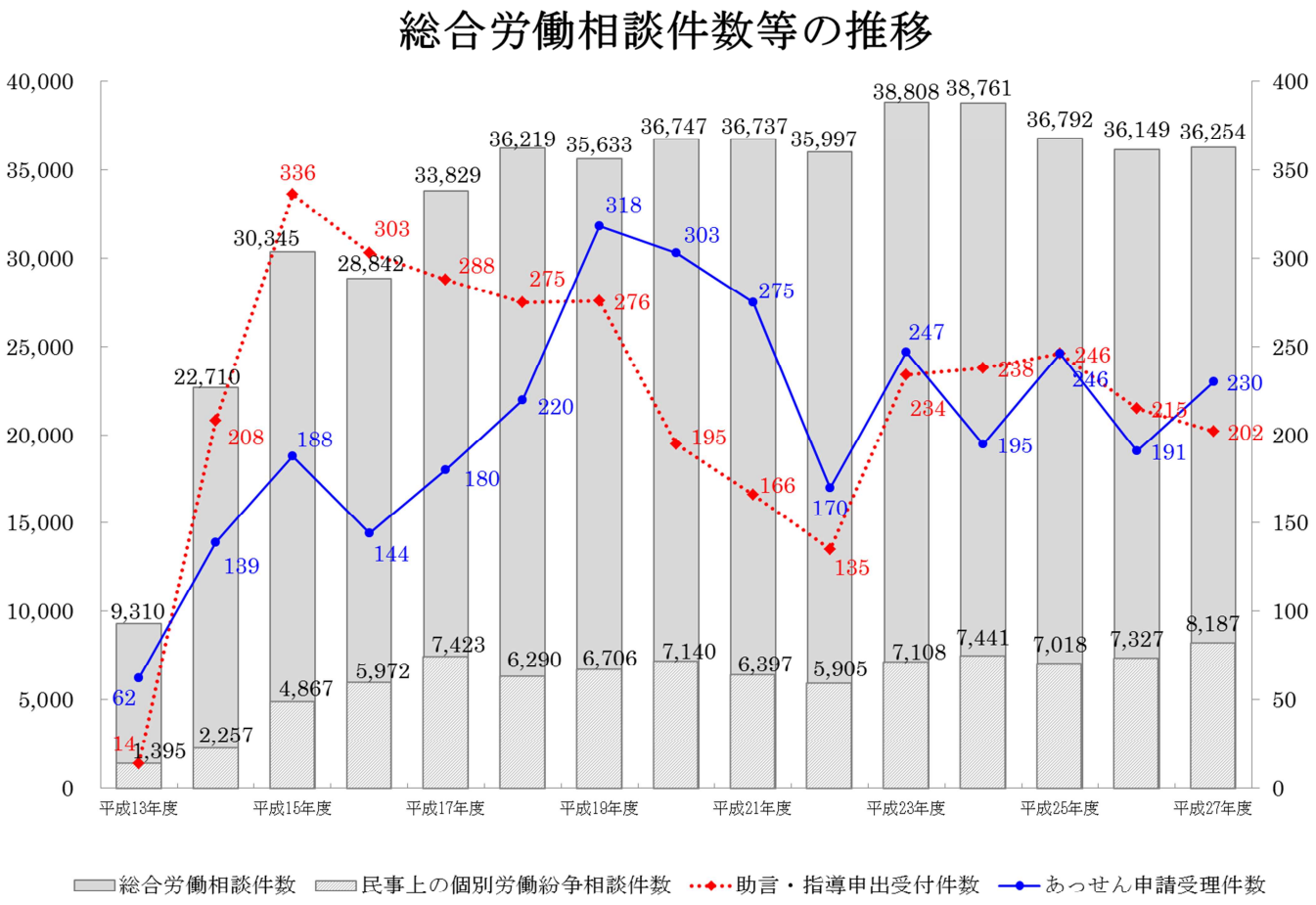

（※ 棒グラフ全体は総合労働相談件数を示し、民事上の個別労働紛争相談件数はその内数）

（2）　民事上の個別労働紛争に係る相談の内容は『いじめ・嫌がらせ』に関するものが 27.3%と最も多く、次いで『自己都合退職』が 12.3%、『解雇』が 11.9%、『その他の労働条件』が 9.1%、『労働条件引下げ』が 8.3%と続いている。

『いじめ・嫌がらせ』に分類される『職場のパワーハラスメント』に関する相談が増加傾向にあり、自己都合退職が解雇を上回った。

平成27年度　民事上の個別労働紛争相談の内訳

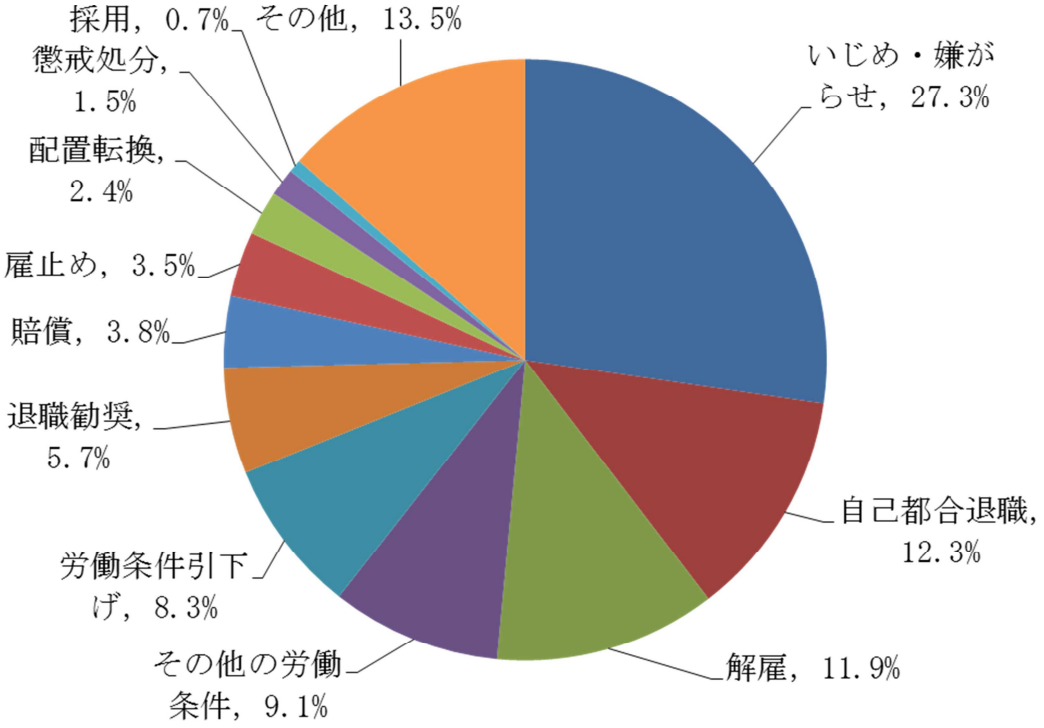

〔過去５年間における相談件数〕

	民事上の個別労働紛争に係る相談			
	計	いじめ・嫌がらせ	解雇	自己都合退職
平成27年度	10,324	2,819（27.3%）	1,224（11.9%）	1,270（12.3%）
平成26年度	8,766	2,265（25.8%）	1,124（12.8%）	954（10.9%）
平成25年度	8,250	1,992（24.1%）	1,133（13.7%）	1,008（12.2%）
平成24年度	8,545	1,831（21.4%）	1,300（15.2%）	1,006（11.8%）
平成23年度	8,623	1,463（17.0%）	1,436（16.7%）	756（8.8%）

※　相談が複数の内容に及ぶことがあるため、上記の相談件数は前出の「総合労働相談件数等の推移」上の件数とは異なる。

2　北海道労働局における助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

平成 27 年度の個別労働紛争解決制度に係る助言・指導申出受付件数は 202 件、あっせん申請受理件数は 230 件であった。

（1）　労働局長による助言・指導

①　申出件数と内容

助言・指導の申出件数は 202 件であり、前年度に比べて 13 件（前年度比 6.0%）の減少となった。

助言・指導の申出内容は『その他の労働条件』27.2%、『いじめ・嫌がらせ』17.3%、『自己都合退職』15.8%、『解雇』9.4%などとなっている。

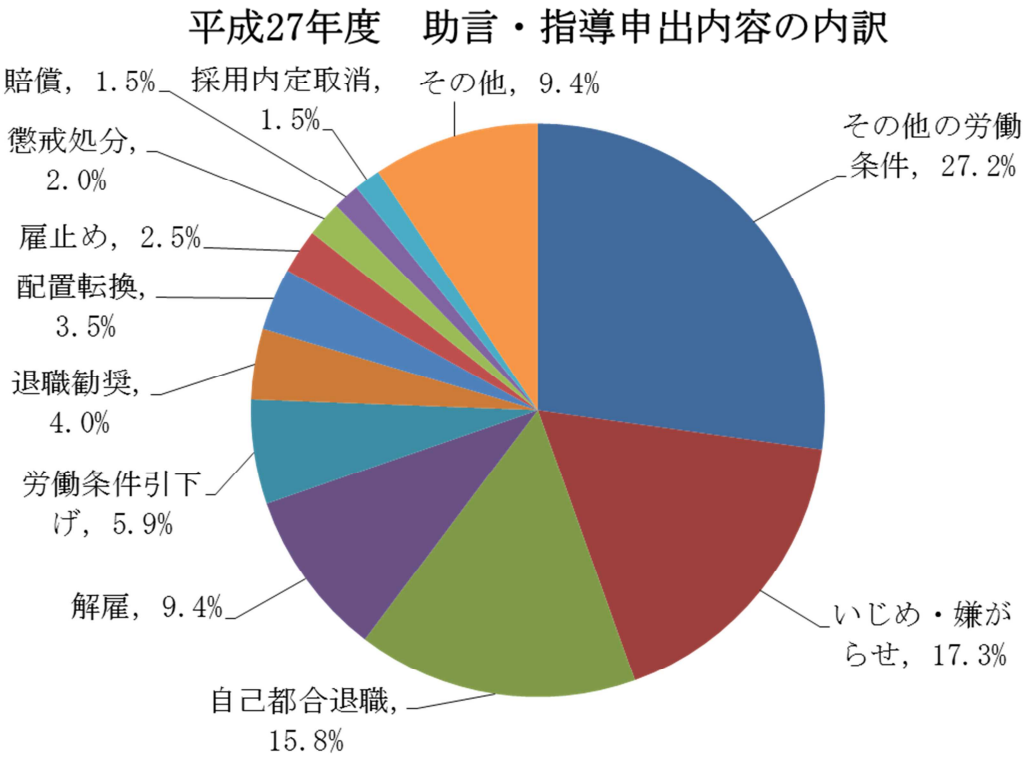

②　申出人の状況

申出人 202 人のうち 202 人(100.0%)が労働者である。

労働者の就労状況は正社員が 48.5%と最も多く、次いでパート・アルバイト 25.2%、期間契約社員 19.8%、派遣労働者 4.0%となっている。

事業場の規模は、10 人以上 50 人未満が 30.2%、10 人未満が 23.3%となっている。

また、労働組合が無い事業場（不明事業場を含む）は全体の 94.6%を占めている。

③　解決等の状況

助言・指導の申し出があった事案で、平成 27 年度内に処理を終了したものは 202 件（前年度からの繰越事案を含む。）であり、このうち解決したのは 142 件（70.3%）、未解決ではあるが一定の改善があったものは 21 件（10.4%）、解決しなかったのは 38 件（18.8%）となっている。

また、あっせんへ移行したものが 8 件ある。

処理に要した期間は、１か月以内が 201 件（99.5%）となっている。

（２）　紛争調整委員会によるあっせん

①　申請件数

あっせん申請件数は 230 件であり、前年度に比べて 39 件（前年度比 20.4%）増加した。

また、民事上の個別労働紛争に係る相談の内、あっせんが申請された割合は 2.8%と、前年度の 2.6%に比べて増加した。

②　申請内容

あっせん申請の主な内容は『解雇』に関するものが 27.4%と最も多く、『いじめ・嫌がらせ』が 23.9%、『その他の労働条件』と『自己都合退職』が 9.6%、『雇止め』が 7.8%と続いている。

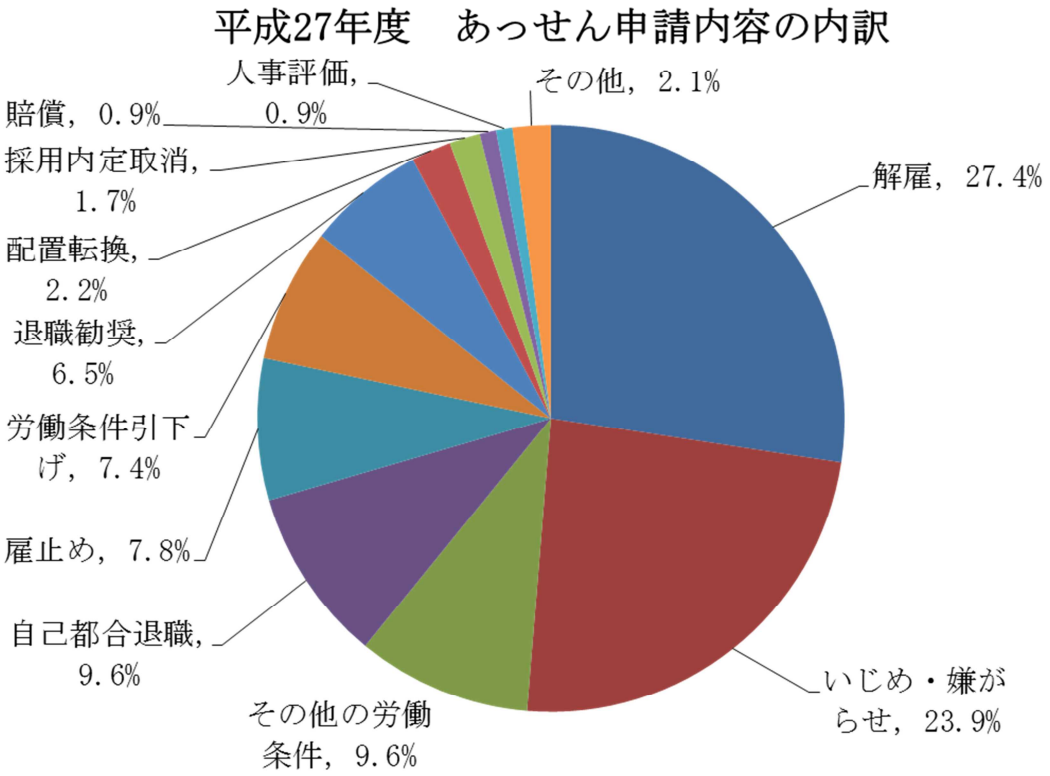

③　申請者の状況

申請者は労働者が 230 人に対し、事業主申請は 1 件となっている。

労働者の就労状況は正社員が 51.7%と最も多く、次いで期間契約社員 22.2%、パート・アルバイト 18.3%、派遣労働者 4.3%となっている。

事業場の規模は 10 人以上 50 人未満が 37.0%と最も多く、次いで、10 人未満が 21.7%、300 人以上 9.6%、100 人以上 300 人未満が 9.1%、50 人以上 100 人未満が 6.1%となっている。

また、労働組合が無い事業場（不明事業場を含む）は全体の 95.2%を占めている。

④　解決等の状況

あっせん申請があった事案で、平成 27 年度内に手続を終了したものは 207 件（前年度からの繰越事案を含む。）であり、このうち合意が成立したものは 84 件（41.0%）、紛争当事者の一方が手続に参加しない等の理由により、あっせんを打ち切ったものは 123 件（59.0%）となっている。

被申請者が参加した場合の解決率は 70.0%となっている。

また、処理に要した期間は 1 か月以内が 46.4%、2 か月以内が 91.3%となっている。

〔過去５年間におけるあっせんの処理状況の推移〕

	あっせんの処理状況			
	処理件数	解決件数	解決率（注1）	参加した場合の解決率（注2）
平成27年度	207	84	41.0%	70.0%
平成26年度	200	77	38.5%	73.0%
平成25年度	243	82	33.7%	59.1%
平成24年度	185	79	42.7%	70.6%
平成23年度	243	84	34.6%	68.0%

（注１）　処理件数総数に対する解決率を示す。

（注２）　あっせんへの参加は制度上任意となっており、被申請者が参加した場合の解決率を示す。